

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第4条の7」を「第4条の3」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同条第2項中「又は各連結事業年度」を削り、「第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は法人税法第88条」を「第72条第1項又は同法第144条の4第1項」に、「申告納付すべき」を「申告納付する」に改める。

第23条の3第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「第16項」を「第15項」に改め、同条第4項中「第23項」を「第22項」に改め、同条第5項中「第24項第1号」を「第23項第1号」に改め、同条第6項中「第24項第2号」を「第23項第2号」に改め、同条第7項中「第24項第3号」を「第23項第3号」に改め、同条第8項中「第25項第1号」を「第24項第1号」に改め、同条第9項中「第25項第2号」を「第24項第2号」に改め、同条第10項中「第27項第1号」を「第26項第1号」に改め、同条第11項中「第27項第2号」を「第26項第2号」に改め、同条第12項中「第27項第3号」を「第26項第3号」に改め、同条第13項中「第30項」を「第29項」に改め、同条第14項中「第34項」を「第33項」に改め、同条第15項中「第35項」を「第34項」に改め、同条第16項中「第46項」を「第43項」に改める。

第30条の3及び第30条の4中「第24項」を「第19項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(法人の市民税に関する経過措置)

- 2 この条例（藤沢市市税条例第17条第1項及び第2項の規定中「又は各連結事業年度」を削る部分に限る。）による改正後の藤沢市市税条例第17条第1項及び第2項の規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）附則第13条第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、法人税法等の一部が改正されたことに伴い法人の市民税に係る規定の整備等を行うとともに、地方税法の一部が改正されたことに伴い下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例割合等を改めるため、所要の改正をする必要による。